

令和3年度 建築確認等オンラインセミナー

令和4年1月27日(木)



1

本日のテーマ



- 1 「こどもみらい住宅支援事業」について（新築住宅）
 - 制度概要
 - グリーン住宅ポイントとの違い
 - 要求される省エネ性能
- 2 住宅・非住宅の省エネ制度の今後の動向について
- 3 みやすま健康省エネラベリング制度について

1 「こどもみらい住宅支援事業」について (新築住宅)

□制度概要

□グリーン住宅ポイントとの違い

□要求される省エネ性能

3

こどもみらい住宅支援事業の概要

国土交通省所管
令和3年度補正予算額：542億円

1 制度の目的

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、**子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等**に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(年齢はいずれも令和3年4月1日時点)

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和3年11月26日)以降に契約を締結し、事業者登録(令和4年1月開始予定)後に着工したものに限る。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

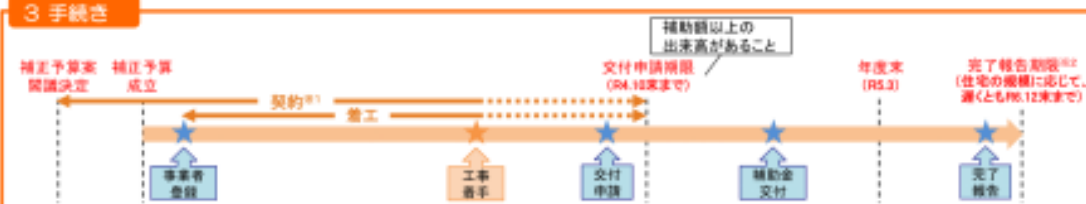
対象住宅 [※]	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (省エネルギー基準かつ省エネを達成し一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円/戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定省エネ住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅)	80万円/戸
③省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネルギー消費量4以上を満たす住宅)	60万円/戸

※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。

住宅のリフォーム

対象工事	補助額
①(必須)住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸 [※]
②(任意)住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限40万円/戸(自治体住宅購入者等3場合は40万円/戸) 世帯中心世帯の購入者等4場合は、上限40万円/戸

3 手続き



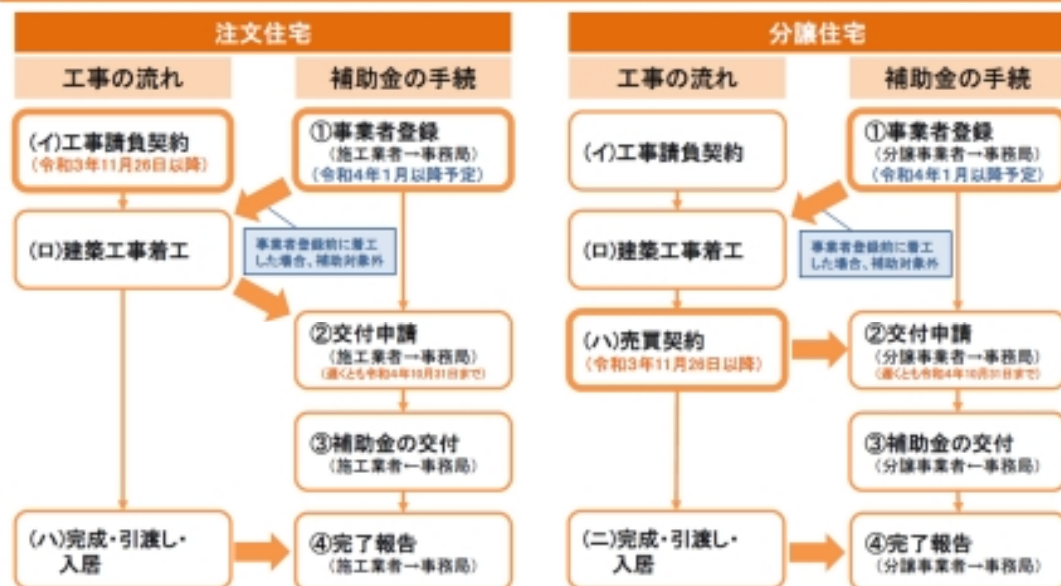
4

こどもみらい住宅支援事業の手續・対象期間の留意点

令和4年1月11
日から既に受
付開始

○令和3年11月26日以降に契約※1を締結し、かつ
住宅事業者から事務局※2に事業者登録を行った後に建築工事着工※3する住宅が補助対象です。
これ以外の住宅は補助対象外となりますのでご注意ください。

※1 注文住宅の場合は工事請負契約(変更契約を除く)、分譲住宅の場合は売買契約 ※2 今後速やかに選定予定 ※3 種切り工事又は基礎杭打ち工事の着手



「こどもみらい住宅支援事業」と「グリーン住宅ポイント」の違いと留意点（制度概要）

	こどもみらい住宅支援事業	グリーン住宅ポイント
予算額	542億円	1092億円
対象	子育て世帯・若者夫婦世帯 が居住する住宅	所有者となる方が居住する住宅（だれでも）
申請者	住宅事業者（※事業者登録が必要）	所有者（建築主）
工事請負契約	令和3年11月26日～令和4年10月31日	令和2年12月15日～令和3年10月31日
建築着工	事業者登録を行ったあと、 令和4年10月31日までに着工	工事請負契約後、令和3年10月31日までに着工

くわしくは

こどもみらい住宅支援事業



「こどもみらい住宅支援事業」と「グリーン住宅ポイント」の違いと注意点（対象住宅の性能と補助額）



こどもみらい住宅支援事業	グリーン住宅ポイント
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) 100万円/戸 ②高い省エネ性能等を有する住宅 認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 性能向上計画認定住宅 80万円/戸 ③省エネ基準に適合する住宅 断熱等性能等級4かつ 一次エネルギー消費量等級4以上 60万円/戸	①高い省エネ性能等を有する住宅 認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 性能向上計画認定住宅 ZEH 40万ポイント/戸 ②一定の省エネ性能を有する住宅 断熱等性能等級4かつ 一次エネルギー消費量等級4以上 30万ポイント/戸 ※条件によりポイント加算あり



「こどもみらい住宅支援事業」で要求される省エネ性能

①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented

□評価できるのは「BELS評価書」のみ

□強化外皮基準（UA値 3地域～0.50以下、4・5地域～0.60以下）

□一次エネルギー消費量基準

～再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量▲20%以上（BEI 0.80以下）

□税制優遇措置なし（住宅ローン減税特別控除はあり（予定））

（長期優良住宅、認定低炭素建築物と併願することでさらに税制優遇を受けることも可能）

令和4年4月1日以降は断熱等性能等級5かつ一次エネ消費量等級6の住宅性能評価書は対象になります



手数料の割引制度ありますのでぜひご利用ください

「こどもみらい住宅支援事業」で要求される省エネ性能

②高い省エネ性能等を有する住宅

いずれも着工前に認定申請が必要です

□認定長期優良住宅

税制優遇措置あり 耐震・断熱等性能・劣化対策・維持管理対策 等の基準あり

□認定低炭素住宅

外皮基準、一次エネルギー基準（再生可能エネルギー含み▲10%）

税制優遇措置あり 建設地の制限あり（用途地域が設定されていること）

低炭素化に資する措置が必要（全8項目から2項目以上（木造住宅・節水措置…））

□性能向上計画認定住宅

外皮基準、一次エネルギー基準（再生可能エネルギー含み▲10%）

税制優遇措置なし 建設地の制限なし

「こどもみらい住宅支援事業」で要求される省エネ性能

③省エネ基準に適合する住宅

□断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4以上

- ・こどもみらい住宅支援事業補助金対象住宅証明書
- ・設計住宅性能評価書
- ・建設住宅性能評価書
- ・BELS評価書（一次エネ・外皮基準とも「適合」と表示されたもの）
- ・フラット35S適合証明書（省エネ性 金利Bプラン）
- ・省エネ基準への適合性に関する説明書



令和3年4月1日から建築物省エネ法で義務付けられている、建築主に対して交付している書面が利用できます。

2 住宅・非住宅の省エネ制度の今後の動向について

□断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級 新等級の創設

□2030年度までの動向（住宅）

□2030年度までの動向（非住宅）

省エネ制度の今後の動向について

断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級 新等級の創設



・「断熱等性能等級5」の創設（令和3年12月1日公布、令和4年4月1日施行）

	3地域	4地域	5地域
NEW 等級5	0.50	0.60	0.60
等級4	0.56	0.75	0.87

※ZEHについては等級4と同じ

・「一次エネルギー消費量等級6」の創設（令和3年12月1日公布、令和4年4月1日施行）

	BEI
NEW 等級6	0.8以下
等級5	0.9以下
等級4	1.0以下

※太陽光発電等による削減量は見込まない

・ZEH水準を上回る断熱等性能等級の設定について（案）

	3地域	4地域	5地域
NEW 等級7	0.20	0.23	0.26
NEW 等級6	0.28	0.34	0.46
NEW 等級5	0.50	0.60	0.60
等級4	0.56	0.75	0.87

ZEH水準の等級の創設
(強化外皮基準 & BEI 0.8以下)

暖冷房エネルギー消費量
削減量（等級4に対し
て）
等級7～40%削減
等級6～30%削減

2030年度までの今後の動向 住宅は。。。。



2022年度

- ・補助制度における省エネ基準適合要件化…こどもみらい支援事業
- ・フラット35Sにおける基準の強化と新区分の創設
- ・住宅性能表示制度における多段階の上位等級の運用…断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6の創設
(住宅性能評価では令和4年10月1日から一次エネルギー消費量等級も必須項目へ)
- ・建築物省エネ法に基づく誘導基準の引き上げ…強化外皮基準 & B E I = 0.8 (再エネを除く)
- ・低炭素建築物、長期優良住宅の認定基準の見直し…強化外皮基準 & B E I = 0.8 (再エネを除く)

省エネルギー性で取得する場合は「金利Aプラン」「金利Bプラン」とも基準値が強化される？

2023年度

- ・フラット35における省エネ基準適合要件化…フラット35S省エネルギー性以外でも基準適合要件化へ
- ・分譲マンションに係る住宅トップランナー基準の設定…B E I = 0.9

2024年度

- ・新築住宅の販売・賃貸時における省エネ性能表示の施行…省エネ性能表示の義務化へ？

2025年度

- ・住宅の省エネ基準への適合義務化…すべての住宅の省エネ基準適合義務化へ
- ・住宅トップランナー基準の見直し…B E I = 0.75、0.8



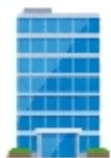
2030年度(遅くとも)

- ・省エネ適合義務基準の引き上げ…Z E Bレベルへ



2030年度までの今後の動向 非住宅は。。。。

- 小：小規模建築物 (～300㎡未満)
- 中：中規模建築物 (300㎡以上～2,000㎡未満)
- 大：大規模建築物 (2,000㎡以上～)



2022年度

- ・補助制度における省エネ基準適合要件化 (小)
- ・建築物省エネ法に基づく誘導基準等の引き上げ (小・中・大) …B E I ～0.6または0.7 (再エネ除く)
- ・低炭素建築物の認定基準の見直し (小・中・大) …省エネ性能の引き上げ、再エネ導入によるZ E Bの要件化

2024年度

- ・新築建築物についての省エネ性能表示の施行 (小・中・大) …省エネ性能表示の義務化へ？
- ・省エネ適合義務基準の引き上げ (大) …B E I ～0.8程度

2025年度

- ・省エネ基準への適合義務化 (小) …すべての非住宅建築物の省エネ基準適合義務化へ



2026年度

- ・省エネ適合義務基準の引き上げ (中) …B E I ～0.8程度

2030年度(遅くとも)

- ・省エネ適合義務基準の引き上げ (中・大) …Z E Bレベルへ (B E I ～0.6、0.7)
- ・省エネ適合義務基準の引き上げ (小) …B E I ～0.8程度





- 制度創設の背景
- 制度創設の目的
- ラベリング基準
- 対象住宅

みやすま健康省エネ住宅ラベリング 制度創設の背景

①建築物省エネ法の改正施行（令和3年4月1日）

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」（平成27年法律第53号）が改正され、令和3年4月1日から基準適合義務の対象の拡大（非住宅部分300㎡以上）および、小規模建築物や戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度がスタートしました。



建築士や住宅事業者等の関係技術者の省エネ建築物の設計・施工スキルの向上が求められると共に、国民の住宅の省エネ性能に関する関心が高まることが予想されます。

みやすま健康省エネ住宅ラベリング 制度創設の背景

②住まいの温熱環境と健康 ～住まいの温度が低いと…～

ポイント 1 血圧が高くなる傾向があります

室温の低い家に住む人ほど、起床時に血圧が高くなる傾向があり、高齢者ほど血圧の上昇が大きくなります。^{※1}（家庭血圧値では135/85mmHg以上が高血圧とされています。^{※2}）

【起床時の居間の室温が20℃から10℃に下がった場合】^{※1}

年齢・性別	血圧上昇値
80歳代男性	10.3mmHg上昇 ^{※3}
60歳代男性	7.8mmHg上昇 ^{※3}
30歳代男性	4.1mmHg上昇 ^{※3}

血圧を測ってみよう！

※1 出典：「住宅の断熱化と居住者の健康への影響に関する全国調査第2回中間報告会～国土交通省スマートウェルネス住宅等推進事業調査から～室温と血圧・活動量・居住状態等の分析から得られた知見を通報」（一般社）日本サステナブル建築協会2019.2.1
※2 出典：JSH2014（日本高血圧学会高血圧治療ガイドライン2014）
※3 収縮期血圧の上昇

みやすま健康省エネ住宅ラベリング 制度創設の背景

②住まいの温熱環境と健康 ～住まいの温度が低いと…～

ポイント 2 入浴中の事故のリスクが高くなる傾向があります

- 入浴中の事故は冬場に集中しており、1年間の入浴中の急死者数が約19,000人との推計もあります。^{※4} そのほとんどは65歳以上で、高齢者の方は特に注意が必要です。
- 居間や脱衣所が寒い住宅では、入浴事故のリスクが高いとされる熱めで長めの入浴をする傾向があります。^{※5}



※4 出典: 「Sudden Death Phenomenon While Bathing in Japan」Masaru Suzuki 他 Circulation Journal 2017.8

※5 出典: 「住宅の断熱化と居住者の健康への影響に関する全国調査 第3回中間報告会～国土交通省スマートウェルネス住宅等推進事業調査から～室温と血圧・活動量・睡眠状態等の分析から得られた知見を速報」(一社)日本サステナブル建築協会2019.2.1

出典:
健康にくらすためのあたたか住まいガイド
一般財団法人ベターリビング

みやすま健康省エネ住宅ラベリング 制度創設の背景

②住まいの温熱環境と健康 ～住まいの温度が低いと…～



2018年にWHO（世界保健機構）は「住まいと健康に関するガイドライン」を発表し、寒さによる健康影響から居住者を守るための室内温度として**18℃以上**を強く勧告しています。

住宅内の温度を一定に保ち、室内間の温度差を少なくすることが重要です。

みやすま健康省エネ住宅ラベリング 制度創設の目的

- 断熱性能向上による健康で快適な住まいづくりの促進及び冷暖房負荷の低減による脱炭素社会の実現に資することを目的に、SDGsにつながるセンターの公益事業として「みやすま健康省エネ住宅ラベリング制度」を創設しました。
- 「一般社団法人20年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会」が定める『HEAT20』をベースとした**独自の断熱性能基準**を定めて、新築の一戸建て住宅を対象にその基準への適合状況を評価し、認証ラベルを交付します。
- 住宅の省エネ化に積極的に取り組む地域の住宅事業者・設計者とのタイアップや支援を目指します。
- 令和3年4月1日より業務開始

みやすま健康省エネ住宅ラベリング 断熱性能基準 (外皮平均熱貫流率と冷房期の平均日射熱取得率)

□断熱性能グレードに応じて、**外皮性能等**の基準を次の表のとおりとしてください。

グレード		外皮平均熱貫流率：UA値 ≤ W/(㎡K)		
		3地域	4地域	5地域
みやすま プラチナ	M-G3	0.20	0.23	0.23
みやすま ゴールド	M-G2	0.28	0.34	0.34
みやすま シルバー	M-G1	0.38	0.46	0.48

グレード		冷房期の平均日射熱取得率：η _{AC} 値 ≤		
		3地域	4地域	5地域
全て		—	—	3.0

みやすま健康省エネ住宅ラベリング 防湿措置

□防湿措置の必要な断熱材を使用する場合は、**防湿措置**を行ってください。

グレード	防湿措置
全て	次の防湿措置の必要な断熱材（繊維系断熱材等）を使用する室内側の部分には、防湿シート等の措置を施すこと。 ・グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（吹付け硬質ウレタンフォームA種1またはA種2に適合するものを除く） ・その他これに類する透湿抵抗の小さい断熱材

□加えて、一次エネルギー消費量の削減及び高气密化に努めてください。

みやすま健康省エネ住宅ラベリング 対象住宅

以下のような**評価等をすでに受けている住宅**が対象になります

1. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する設計住宅性能評価を受けた住宅（「**住宅性能表示住宅**」）
2. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき認定を受けた住宅のうち、省エネルギー対策を基準省令及び非住宅・住宅計算法により確認したもの（「**認定長期優良住宅**」）
3. 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき認定を受けた住宅（「**認定低炭素住宅**」）
4. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第7条に係る建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づく第三者認証を受けた住宅（「**B E L S**」）
5. 建築物省エネ法第35条による認定を受けた住宅（「**性能向上計画認定住宅**」）
6. 住宅金融支援機構のフラット35S融資対象住宅のうち、省エネルギー性の技術基準を満たすもの（「**フラット35S省エネ住宅**」。）
1. その他、当センターが断熱性能基準への適合を認証できるものとして認めたもの

みやすま健康省エネ住宅ラベリング 認証ラベル

- 申請された住宅の設計内容が断熱性能基準等に適合すると認めるときは、適合する基準に応じて「みやすま健康省エネ住宅設計認証ラベル」を交付します。

- また、次の室内用プレートも進呈します。

様式第2号（第6条関係）

みやすま健康省エネ住宅設計認証ラベル

登録番号 国建 - 2021 - 第 - 01 - 0000 号
登録年月日 〇〇〇〇年〇月〇日

● ● ● ● 様

一般財団法人宮城県建築住宅センター
理事長

みやすま健康省エネ住宅ラベリング制度第〇〇条の規定による申請について、同制度第〇〇条第1項各号の規定に適合していることを確認しましたので同様の規定に基づき交付します。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 申請年月日 | 〇〇〇〇年〇月〇日 |
| 2 申請住宅の位置 | 宮城県〇〇市〇〇区〇〇-〇 |
| 3 申請住宅の構造・階数 | 木造一部 2 階建 |
| 4 申請住宅の延床面積 | 〇〇〇 ㎡ |
| 5 申請住宅の申請区分 | 第 〇 区 |

みやすま健康省エネ住宅ラベリング プレート





ご清聴ありがとうございました



一般財団法人
 宮城県建築住宅センター

